男女平等の視点からの

公的広報の作成に関する表現の手引

川崎市市民文化局人権・男女共同参画室

趣 旨

この手引は、川崎市が作成する様々な刊行物が、性別に基づく固定的な役割分担意識やイメージにとらわれない表現となるための配慮事項をまとめたものです。

市民の共感をより一層得られるようにするために必要な男女平等の視点を参考までに説明するものであり、画像やイラストなどを使わないことや、特定の表現を禁止するものではありません。

また、外郭団体等の市の関係団体が作成する広報についても同様に配慮していただくため、積極的に配布をお願いいたします。

☞　公的広報とは

ポスター、パンフレット、ちらし、新聞、ラジオ、テレビ、インターネットを通じて行う広報

なお、白書、報告書、計画書、その他の刊行物における表現も含みます。

☞　表現とは

公的広報の作成に使用される全ての表現。例えば次に掲げるようなもの

- **＊　言葉によるもの**
- **＊　イラストや写真、映像、図解等によるもの（図解：例えば女性を示す場合に赤やピンク等）**

＊　男女共同参画社会の実現に向けた市の役割　＊

「男女平等かわさき条例」第３条で、「市はあらゆる施策において男女平等が図られるよう男女平等を総合的かつ計画的に推進する役割を担う」と規定されています。

この条例に基づき策定された「第６期川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～」目標Ⅰ基本施策２施策５では「市職員の意識向上」が位置付けられており、また施策７事業番号２０「広報資料の作成に当たっては、『公的広報の作成に関する表現の手引』の活用を徹底し、男女共同参画の視点に配慮します」とあるとおり、広報資料作成所管局全てが、性別に基づく固定的な役割分担意識やイメージにとらわれず、男女の多様なあり方を表現することが求められています。

対 象 者

公的広報の作成に携わる全ての人が、この手引に掲げられた事項を参考にすることとします。作成を業者に委託する場合も同様です。

具体的には……

＊ 広報内容を起案する者
＊ デザインに従事する者
＊ 写真、イラスト等を表現する者
＊ 関連サイト等を設計する者

目 的

この手引の活用により、携帯電話、パソコン、紙面など、様々な媒体を通じて刊行物に描かれた表現を見た人々の意識に深く根差す性別に基づく固定的な役割分担意識やイメージが見直され、相対化されていくことを期待しています。

そのためにも、日頃、何気なく使っている表現が、性別役割分担意識や性差別意識を固定化し、助長していないか、全ての職員が、点検、配慮することを期待しています。

なお、この手引は、皆様からの御意見を反映させ随時改訂する予定です。分かりにくい点等がございましたら人権・男女共同参画室宛て御連絡ください。御協力をお願いいたします。

作成する際の心構え

共感の得られる広報を

☞　必要な情報を正確に、分かりやすく伝えるために、女性、高齢者、子ども、障害者、外国人、ひとり親など、情報の受け手の状況に配慮した表現を心掛けましょう。

公的広報は、全ての人に等しく伝えることを目的としています。

配慮のない表現は、たとえ内容が適切であっても、人を傷つける可能性があります。より多くの人に共感を得られるような表現を目指すこと、それが施策への理解や協力を得ることにもつながります。

広報の作成プロセスに男女平等の視点を

☞　性別に基づく固定的な役割分担意識やイメージにとらわれない表現をもって公的刊行物を作成しましょう。

☞　性別に基づく固定的な役割分担意識やイメージを助長するような表現がないか点検する視点を養うことも大切です。

男女平等の視点で刊行物を見ると、描かれた人物（像）や、情報の受け手を、つくり手自身が固定化したり狭めてしまっているものが少なくありません。

性別にとらわれず、個性に基づく男女の多様なイメージが社会に浸透していくよう、表現に留意し、刊行物を作成しましょう。そうすることにより、豊かで広がりのあるメッセージの伝達が可能となります。

「この事業は特定の団体が対象なので広報の必要はない。」、「この事業は広報を想定していない。」などの理由で、男女平等の視点を取り入れる必要性がないと判断されることもあるかと思います。

しかし、市の施策に関する情報は一部の例外を除き、全て公開するべきものです。

施策に関する情報は、公開される情報であるという認識を持ち、常にその内容表現には男女平等の視点が入るよう留意してください。

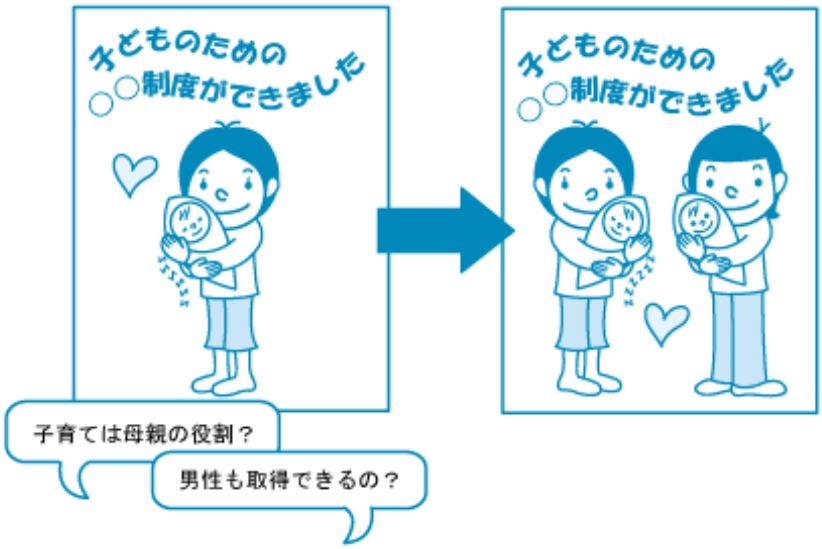
チェックポイント

● 男女いずれかに偏った表現になっていませんか？

女性、男性どちらにも伝える内容であるにも関わらず、表現の方法によって伝わり方に男女差が生じてしまう場合があります。

☞ 講座の開催、参加募集、職員募集、制度等の周知など

☞ **広報内容は、女性にも男性にも同じように伝わる内容にしましょう。**



☞ **登場人物の男女のバランスにも配慮しましょう。ページ数がある場合は、各ページ、全ページにおけるバランスにも配慮しましょう。**



●　性別によってイメージを固定化した表現になっていませんか？

職業、社会的地位、外見、関心、性格、嗜好。そして、家庭の形態から家庭における役割分担…広報での登場人物が、性別に基づく固定的な役割分担意識やイメージによって、男女のありようを画一的に表現している場合があります。

☞ パンフレット、冊子、ポスター、チラシ、電子媒体など

性別に基づく画一的な表現（例）

	女　　性	男　　性
家庭での役割	・　家事や子育て、介護をしている	・　外で働く
社会的地位	・　アシスタントや受付、医者と看護師など対概念で描かれる場合の補助的な役割	・　事業所の管理職、自治会・町内会長、医者、博士など、社会的地位の高い立場、指導的・中心的な役割
外　　見	・　スカート、リボン ・　長い髪の毛 ・　洋服、持ち物の色は、赤やピンク	・　ネクタイ、スーツ、帽子 ・　短い髪の毛 ・　服、持ち物の色は、黒や青
嗜　　好	・　女の子はままごとや人形遊び、読書を好む	・　男の子はサッカーや野球を好む
性　　格	・　おとなしい、かわいい	・　わんぱく、たくましい
そ の 他	・　両親と子どもがいることを家族とみなすような表現	



また、優劣、強弱、大小などの力関係に基づいて男女のありようを表現することによって差別的なイメージを助長する場合があります。

差別を助長する表現（例）

女　　性	男　　性
・　被保護者として描かれる	・　保護者として描かれる
・　男性に守られる存在として描かれる ・　事件や災害の被害者など、社会的弱者として描かれる ・　男性から指導を受ける、質問をする存在として描かれる	・　女性を守る存在として描かれる ・　女性を指導する存在として描かれる
・　男性に比べて体が小さい、身長が低い存在として描かれる	・　女性に比べて体が大きい、身長が高い存在として描かれる

☞　個性を尊重し、様々なあり方を認める表現を心掛けましょう。その際、男女を対等な存在として描くことを忘れないようにしましょう。



男女で逆転させるような安易な発想は好ましいとは言えません。
バランスが大切です。

●　女性をむやみに「アイキャッチャー」にしていませんか？

人の目を引くために、むやみに女性を飾り物のようにポスター等で使用することは、性を商品化することになりかねません。アイキャッチャーは簡単に人目を引くことができますが、使い方を間違えると正確にメッセージが伝わりません。

- 女性の水着姿、体の一部などを、内容と無関係に使うこと。
- 裸体、媚びた表情やポーズと、性的なものを連想させる「火遊び」「初体験」といったコピーとを組み合わせること。
- 見出しに「美人〇〇」など、容姿に関する表現を使うこと。

☞　性を商品化としない範囲で女性を起用しましょう。またその際は、広報のテーマや目的との整合性を図りましょう。

●　文章表現も点検してみましょう

女性又は男性を例外、特殊なものとして扱い、性別による区別、差別を助長する文章表現は、そのように表現する必要性が本当にあるのか、平等の視点から問題がないのか、見直すことが必要です。

例えば

- 「女医」、「女社長」、「才女」など女性を殊更に強調する特別扱いの表現は使用を避ける。⇒　試しに「女」「男」を入れ替えてみて、「男医」、「男流作家」など表現に違和感があれば、不適切な表現であるサインである。
- 「女流作家」などの「女流～」については、「女流文学賞」「女流名人」などの固有名詞的な使用以外は避ける。
- 「美人秘書」などの「美人～」は、女性に対し興味本位な表現と受け取られる場合があるため、使用を避ける。また、「職場の花」などの表現は、女性を飾り物扱いする表現であるため、使用を避ける。
- 「女ごとき」、「女だてら」、「女の腐ったような」などは、女性蔑視に当たるため使用しない。
- 「～マン」は、性に関するタブーが増えてきたことなどからも、「チェアマン」を「チェアパーソン」に、「ニュースマン」を「ジャーナリスト」などのように置き換える。
- 「婦人」は、差別語ではないが、自治体などで部署名や計画名を「婦人～」から「女性～」に名称変更するケースが多くなっている。

点検シート　～作成プロセスごとに確認してみましょう～

●検討段階●

→→　**伝える内容の決定**

☞　女性、男性に与える影響が、性別に基づく役割分担意識やイメージを固定化するような内容ではありませんか？

→→　**伝えたい対象の決定**

☞　対象のイメージを性別で固定化していませんか？

●作成段階●

☞　業者委託する場合、手引に沿った作成を説明、依頼していますか？

→→　**１　文章の作成**

☞　伝わり方に男女差が生じないような表現になっていますか？

☞　男女のあり方を性別に基づいて画一的に表現していませんか？（☞ 4､5 ページ）

☞　女性の場合だけ性別を冠にする言葉を使用したり、男女で表現を区別するなど、女性又は男性を例外、特殊な存在として扱うことによって性別による区別や差別を助長するような文章表現をしていませんか？（☞ 6､7 ページ）

２　イラスト、写真、映像等の作成

☞　女性と男性がバランスよく登場していますか？（※女性、男性を想定した画像表現をする場合）（☞ 4 ページ）

☞　女性、男性を固定的なイメージで描いていませんか？（☞ 5､6 ページ）

☞　女性、男性のイメージを固定化するような配色をしていませんか？（☞ 5 ページ）

☞　ポスターに人物を起用する場合、女性をむやみにアイキャッチャーとしていませんか？その人物の起用は、伝えたい内容に合致していますか？（☞ 7 ページ）

●最終確認●

☞　女性から見ても、男性から見ても、違和感、疎外感、不快感などのない表現になっていますか？

☞　伝えたい内容が、誰が見てもわかりやすいものになっていますか？

☞　より多くの人の共感を得られるよう、情報の受け手の状況に配慮した表現になっていますか？

● 参考

差別語とは、「差別を固定化し、助長する言葉」で、意図的にしても無意識にしても言われた側が差別感や不快感を抱き、さらにそれが繰り返されることにより意味やイメージが社会的に固定化される言葉のことです。

公的広報の作成に当たって、作成者の差別に対する意識の問題が最も重要となることからも、もう一度、文書の表現が差別性を含まないかどうかチェックしてみましょう。

【男女に関する差別的な文章表現（例）】

＊　女医、女子アナ、ママさん研究者、職場の花
＊　「女～」（女社長、女弁護士など）
＊　「女流～」（女流作家、女流画家など）
＊　「美人～」（美人アナ、美人秘書など）
＊　才媛、才女、女傑、女丈夫
＊　ＯＬ、キャリアウーマン
＊　優男、熱血漢、～マン
＊　女ごとき、女だてら、女の腐ったような
＊　男まさり、女々しい
＊　「男は度胸、女は愛嬌」、「女（男）のくせに」
＊　「男性顔負け」、「女性でも簡単にわかる」
＊　男性を「氏」／女性を「さん」と呼ぶ
＊　男性は姓／女性は名で示す

次の言葉は、［　　］の中の言葉に置き換えましょう。

＊　女子ども、婦女子⇒［女性と子ども］
＊　父兄⇒［父母］
＊　父兄会⇒［保護者会］
＊　未亡人⇒［故○○氏（さん）の夫人］
＊　婦警、婦人警官⇒［女性警官］
＊　スチュワーデス⇒［客室乗務員（キャビンアテンダント）］
＊　看護婦⇒［看護師］

● 参考

使ってみましょう
男女共同参画に関するフリーイラスト素材

内閣府男女共同参画局では、性別による固定的役割分担や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消の一助とするため、誰もが簡単に利用できる、様々な「職業」や「社会生活場面」を想定したイラストを作成し、公開しています。個人や法人等問わず、だれでも無料でダウンロードでき、「社会生活の場面」で活用できます。

※「内閣府　フリーイラスト」で検索

※使用にあたっての注意事項がありますので、必ず確認の上使用してください。



測量技師



乳児の世話

＊　どう表現したらいいんだろう？
＊　この表現はだいじょうぶ？
＊　この表現は問題では？

表現に係る御意見・御相談は……

☎　044-200-2300（内線 27221）

市民文化局人権･男女共同参画室　男女共同参画担当へ

この手引きは Teams ライブラリからも閲覧できます。広報物作成の際、是非参考にしてください。また、委託業者への周知もお願いいたします。

Teams ポータルサイト→ライブラリ→[全庁サイト]ライブラリ　各課の部屋→
25 市民文化局 → 人権・男女共同参画室 → 男女共同参画担当
「男女平等の視点からの公的広報の作成に関する表現の手引」



男女平等の視点からの
公的広報の作成に関する表現の手引

令和８（２０２６）年４月
【編集・発行】
川崎市市民文化局人権・男女共同参画室
〒210-8577　川崎市川崎区宮本町１番地
電話　044-200-2300／FAX 044-200-3914
※イラストの無断転載、複製を禁じます。